

予防接種制度の全体像について(現行)

- 【予防接種法の目的】 ①伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の予防 → 公衆衛生の向上及び増進に寄与
②予防接種による健康被害の迅速な救済

○ 予防接種とは

感染症に対して免疫の効果を得させるため、予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射、又は投与

○ 予防接種を行う疾病とは

「一類疾病」※

その発生及びまん延を予防することを目的とするもの

- ・ジフテリア
- ・百日せき
- ・急性灰白髄炎(ポリオ)
- ・麻疹
- ・風しん
- ・日本脳炎
- ・破傷風
- ・結核
- ・その他、政令で定める疾患

「二類疾病」※

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてまん延の予防に資する

- ・インフルエンザ

<定期接種時>

※ 努力規定に差があり

<臨時接種時>

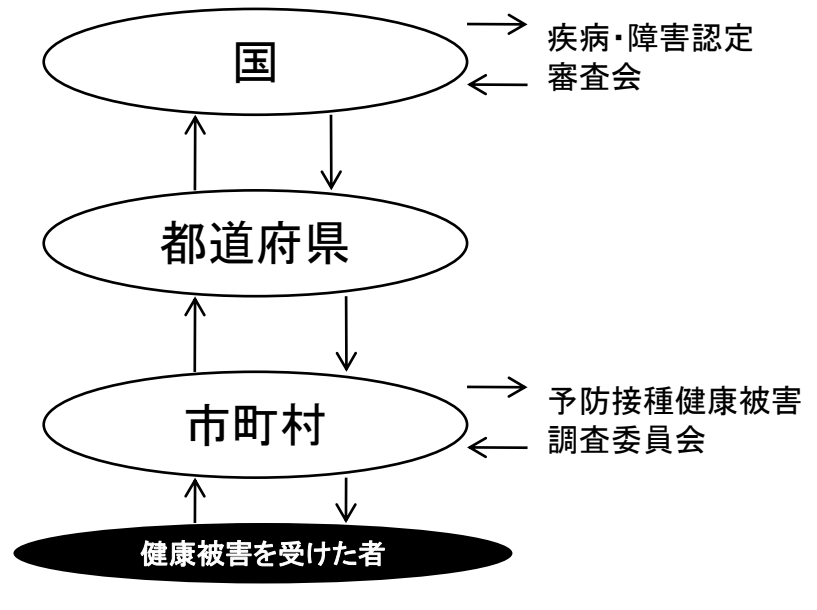
→ 差なし

○ 知識の普及

知識の普及、予防接種事業従事者への研修、健康被害の発生状況調査、有効性・安全性の調査・研究

○ 健康被害救済

救済給付：一類疾病、臨時 と 二類疾病 に差があり



○ 実施体制

<定期接種時>

※ 市町村が実施

※ 実費負担(低所得者なし)

<臨時接種時>

※ 主として都道府県が実施

※ 実費負担なし

第一次提言における「議論が必要と考えられる事項」

- 【予防接種法の目的】 ①伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の予防 → 公衆衛生の向上及び増進に寄与
②予防接種による健康被害の迅速な救済

○ 予防接種とは

感染症^⑤に対して免疫の効果をさせるため、予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射、又は投与

○ 予防接種を行う疾病とは

「一類疾病」※

その発生及びまん延を予防することを目的とするもの

- ・ジフテリア
- ・百日せき
- ・急性灰白髄炎(ポリオ)
- ・麻疹
- ・風しん
- ・日本脳炎
- ・破傷風
- ・結核
- ・その他、政令で定める疾患

① 予防接種法の対象となる疾病・ワクチン

「二類疾病」※

個人が発病又はその重症化を防止し、併せてまん延の予防に資するもの

- ・インフルエンザ

＜定期接種時＞

※ 努力規定に差がなし

＜臨時接種時＞

※ 差なし

○ 実施体制

＜定期接種時＞

※ 市町村が実施

※ 実費負担(国)

＜臨時接種時＞

※ 主として都道府県が実施

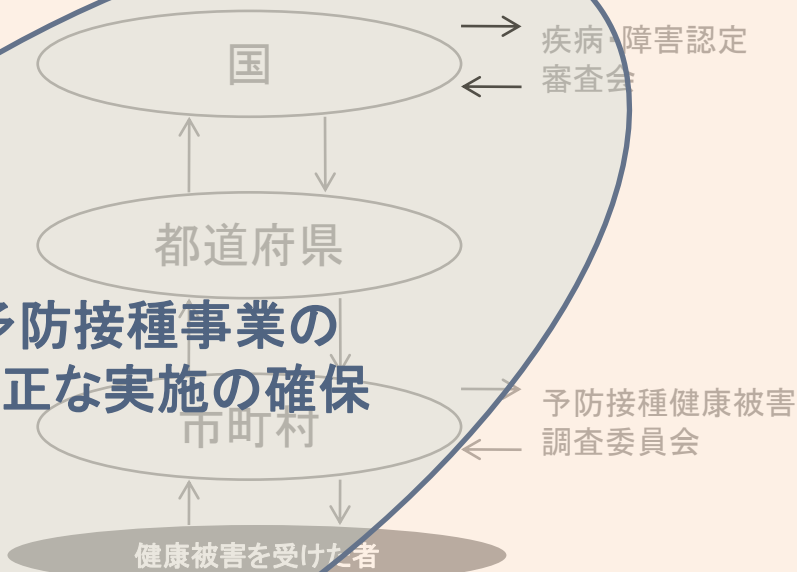
④ 接種費用の負担

○ 知識の普及

知識の普及、予防接種事業者への研修、健康被害の発生状況調査、有効性・安全性の調査・研究
③ 予防接種に関する情報提供

○ 健康被害救済

救済給付：一類疾病、臨時と二類疾病に差があり



② 予防接種事業の適正な実施の確保

報告・申請

⑥ ワクチンの研究開発と基盤整備の確保

⑤ 予防接種に関する評価検討組織